

変地所分間絵図に見る常願寺川大洪水 —安政飛越地震における二次災害被害を見る—

近藤浩二(滑川市立博物館)

1. 安政飛越地震と二次災害の常願寺川大洪水

安政5年(1858)2月26日未明に発生した跡津川断層を震源とする推定M7.3~7.6の内陸直下型地震が安政飛越地震である。本震では人的被害をはじめ、家屋倒壊、他にも山崩れ、地割れ、土地の隆起・陥没、液状化といった地変被害も多く発生した。なかでも、立山連峰の大鳶山・小鳶山では大規模な山体崩壊が起き、崩壊土砂が常願寺川上流に流出して堰き止め湖を形成した。そして、この堰き止め湖が3月10日と4月26日の二度にわたって決壊し、富山平野は土石流によって甚大な被害に見舞われている。土石流の中には巨大な石も含まれており、大転石と呼ばれる径4~7m・重量100~600tもの巨石40個以上が現在も常願寺川流域に見られ、災害モニュメントとして被害の凄まじさを今に伝えている。

2. 常願寺川大洪水の被害

加賀藩領については洪水被害の概要を知り得る史資料が残されているが、村ごとの個別被害の実態を示すものはほとんどなく、そのため【図1】を中心とした広域絵図が頻繁に利用されてきた。この絵図からは、微高地をはじめとした地形に関係なく、富山平野が一面泥の海と化したと読み取れる。そのため、「被害地=一面泥の海」といった被害認識が広く持たれてきた。なお、被害地域を加賀藩の十村組(大庄屋組)で述べると、大田組・島組・高野組・上条組・広田組の159ヶ村(*)にあたる。(*)被害数値は史資料によって若干の異なりがあるが、「安政五年常願寺川非常洪水山里変地之模様見取図」(滑川市立博物館蔵「岩城家文書」12-12-1)に依拠した。富山藩領は28ヶ村プラス富山城下である。

3. 「神保家文書」の変地所分間絵図

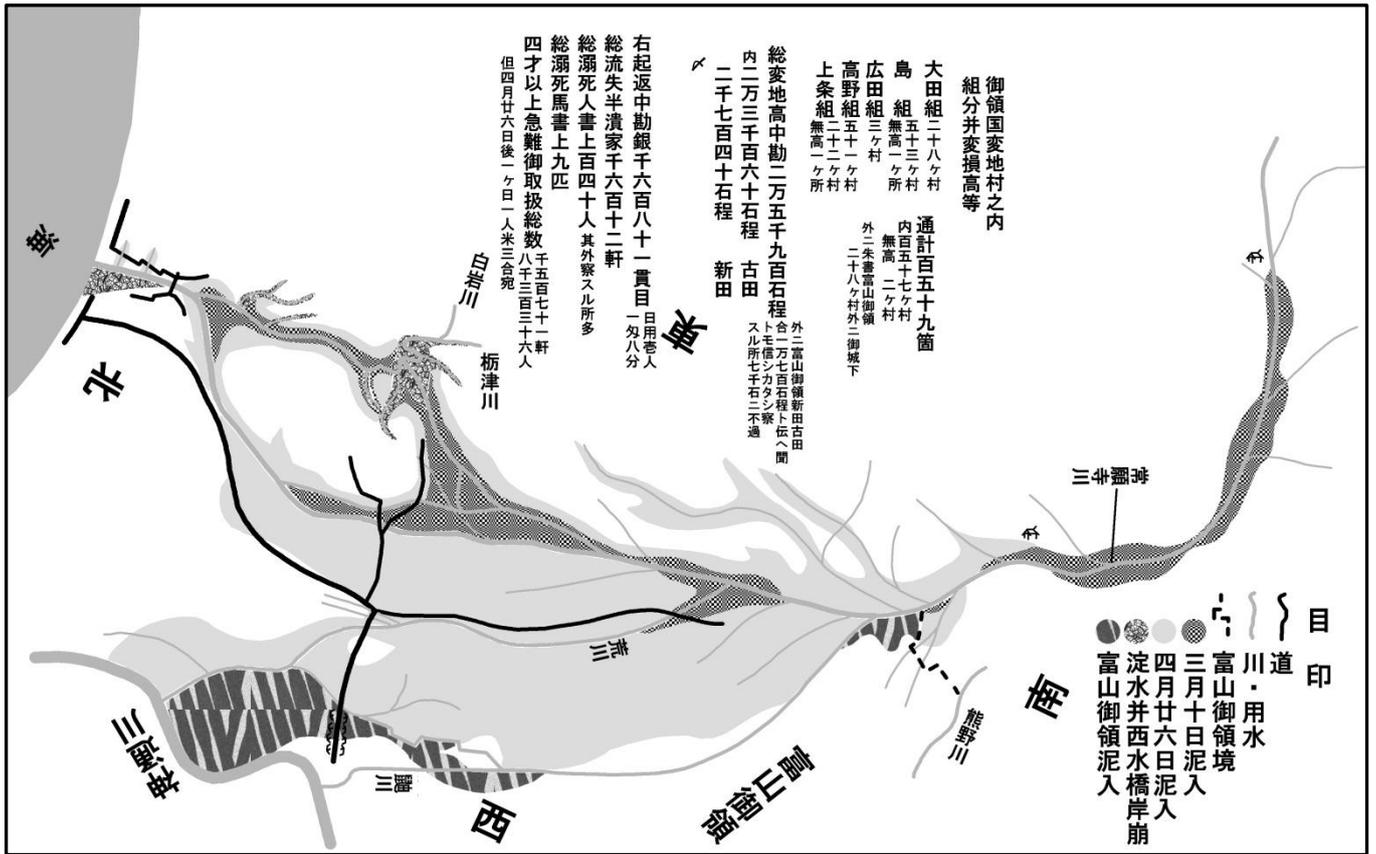
国文学研究資料館が所蔵する「越中国新川郡吉島村神保家文書」に、「新川郡嶋組村々常願寺川泥水押出変地所図(一袋)」、「新川郡諸村変地場所図(一括)」と題された未調査絵図群の存在が判明した。これらは大田組・島組・高野組の村ごとの変地所分間絵図を中心とする135点の絵図群である(【表】)。安政5年の洪水被害村数(加賀藩領)は159ヶ村であり、その約70%にあたる112ヶ村分の絵図が含まれていることを確認した。神保家は加賀藩の御扶持人十村を務めた家であり、災害後、新川郡奉行所・改作奉行所等からの通達等を各十村へ伝達していたのが当主の神保助三郎だった。

4. 変地所分間絵図に見る常願寺川大洪水

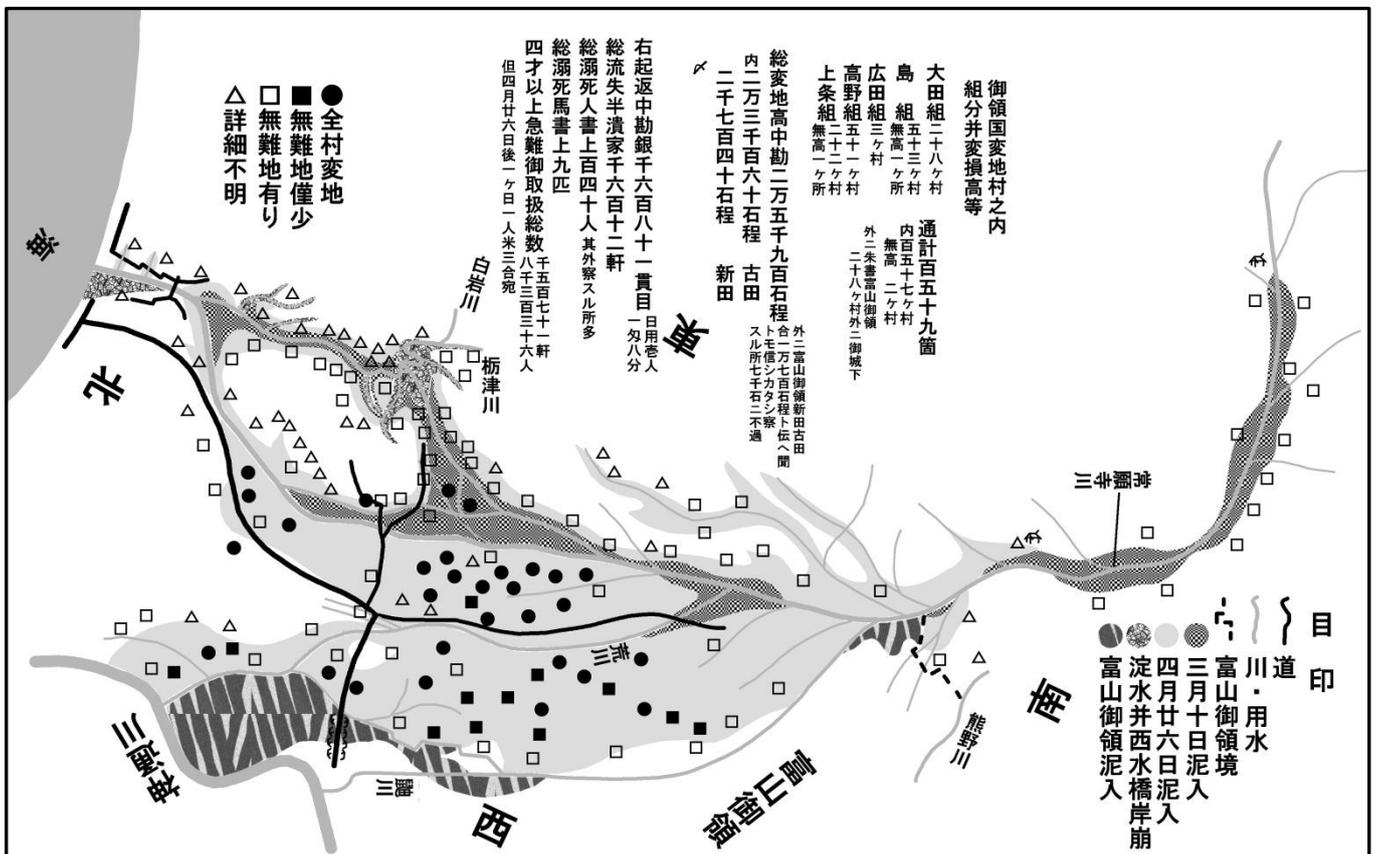
災害後、十村組ごとに変地高数・溺死人・被害家屋数等を申請しているが、変地所分間絵図からはこれらの実態は見えず、また記載事項にも統一性が見られない。しかし、測量を実施した上で描かれたことは間違いない。加賀藩の測量は百姓の中から選ばれた縄張人が実施することが多く、村々の縄張人たちが手分けして作製したと考え、筆致から推察される複数の描き手の存在、記載情報に統一が図られていない点もうなずける。

製作の目的は、11月中旬頃に実施予定だった改作奉行の変地所見分に備えたものと見られる。神保助三郎は、安政5年10月24日付で「変地所等絵図面」を11月3日までに提出するよう指示を出していた(【史料1】)。しかし、「分間絵図面」は見分には不都合だろうという理由で、結局のところ使用されなかったようである(【史料2】)。そのため神保家に残されたと考えられるが、上条組・広田組の絵図が含まれていないなど不明な点は残る。変地所分間絵図の作成時期は、高野組が9月、大田組が10月、島組が11月であるが、8月に変地高数の調査のため縄張りが行われていることから(【史料3】)、このような測量データが基礎となっていた可能性が考えられる。

これまで変地所分間絵図は上条組の7点しか確認されていなかったことから、分析対象にはなっていない。変地所分間絵図は、被害地(「変地之所」「泥入地」と無被害地(「無難之場所」「無難所」)等を描き分けており、これまでの「被害地=一面泥の海」という常願寺川の大洪水被害について再考を促すだけに止まらず、個別被害の実態を明らかにする手がかりにも成り得るものと言える(【図2-1】【図2-2】【図2-3】【図3】)。



【図1】安政五年常願寺川非常洪水山里変地之模様見取図〔里方図〕(滑川市立博物館蔵「岩城家文書」12-12-1)



【図3】安政五年常願寺川非常洪水山里変地之模様見取図〔里方図〕(同上)に「神保家文書」等から判明した被害情報を加筆。

【表】「神保家文書」に含まれる常願寺川大洪水関連絵図の内訳

	安政 5 年変地所分間絵図		安政 6 年 変地所分間絵図	高原野関係 分間絵図	計
	3 月 10 日	4 月 26 日			
島組	—	52 点(51 ケ村)	9 点(9 ケ村)	—	61 点
大田組	—	27 点(25 ケ村)	—	—	27 点
高野組	38 点(36 ケ村)		—	9 点	47 点
計	117 点(112 ケ村)		9 点(9 ケ村)	9 点	135 点

【史料 1】

常願寺川筋等当年新変地村々変地所等絵図面
来ル三日迄ニ取揃助三郎方え御指出可被成候、
此状急々御廻達留より助三郎方へ御廻可被成
候、以上

午十月廿四日

御扶持人印

大田組等四組

御才許中様

右廻文十月廿五日新堀より到来同日此元
落着ニ付相廻申候 尚々広田組之義ハ絵図
面手帳共到来ニ付請取申候、以上

(富山県立図書館蔵「杉木文書」□□ミ、安政五年二月
越中国大地震同三月十日四月二十六日常願寺川大
洪水御用留帳、以下同)

【史料 2】

近日御改作御奉行所変地所御見分ニ付分間絵
図面迄御達申上候而は御見分方御不都合之程
ニ被存候、右は御打立無之御見分迄之義ニ候
得共絵図面ニ下夕調理之変地高并当年起返高
共村高之内右変地高書記候御手帳巻冊宛御達
不申而は各様ニ而は村々之御案内無御座而は
御見分之御様子も相知兼候と被考申候、依而
下夕しらべ之手帳一組合冊ニして御調置私共
之内え扣巻冊都合式冊宛御調為置御座候ハ、
可然哉ニ被存候、右手帳私方え及御指出不申
候、御見分日限相知候得は新庄え御出役之刻
御持参可被成候、此状急々御廻留より甚助方

え御廻可被成候、

午十一月十三日

御扶持人

上条組等御才許中様

以上

【史料 3】

変地高数尚更入念取しらべ可申ニ付変地場
所其村地割高当り歩を以高直シいたし高数
仕出可然旨并秋高地元之様子も見図り不申
而は相分兼候向も可有之哉之旨及御相談置
候義御承知之通ニ御座候、然処村々より変
地高并残高共しらべ方有之義遂甚申立候哉
にも相聞申候間、右は今更調理違等有之候
而は廻り口組裁許并村方ニ惣て恐入可申趣
ニ而田畑無地畔共一面之変地ニ相成居候事
故無抛右様しらべ方有之訳柄村々え能々御
談置被成候方可然候間、右しらべ方ニ罷出
候手代縄張等えも御申含置変地村役人中え
入念御申談可被成候

一、(中略)

戊午八月十二日

御扶持人印

大田 島

高野 上条

御裁許中様

右廻文八月十三日夜新堀より到来此元落着